

新型コロナウイルス対策 商店街等活性化事業費補助金

新型コロナウイルス感染症による影響を受けた商店街等がにぎわい創出のために行う事業に要する経費を補助します。

補助対象者

- 商店街振興組合、商工会、商工会議所、まちづくり会社、観光協会 等
- 共同体、協議会、商業者グループ（商業者等を含む3名以上で構成された法人格を持たない団体であり、代表者等に関する規約等を有するもの）等

補助対象事業 ※申請は、各事業1回限り。新規事業に限る。

- (1) 活性化イベント事業
にぎわいを創出するために、商店街等で行うイベント事業
 - (2) 活性化対策事業
活性化を図るための事業
- 【例】
- 商店街振興組合が作成する商品券発行事業に係る費用
 - 商店街等でテイクアウト事業に取り組むための費用（テイクアウト実施に係る施設整備、チラシ作成など）

補助対象経費・補助率・補助限度額

補助対象事業名	補助対象経費	補助率	補助限度額	補助下限額
(1) 活性化イベント事業	補助対象事業に係る経費 報償費、旅費、雑役務費、需用費 (食糧費を除く)、役務費、備品	9/10以内	1,000,000円	100,000円
(2) 活性化対策事業	購入費、修繕費、改装費、委託 料、使用料及び賃借料、工事請負 費	9/10以内	500,000円	

※1,000円未満切捨て

補助期間

令和2年6月1日～令和3年3月31日 ※経費の支払が令和3年3月31日に完了すること。

詳しくはこちらまで
お問い合わせ下さい

【お問い合わせ先】

四万十市観光商工課 商工・雇用対策係 ☎ 34-1126
西土佐総合支所産業建設課 産業振興係 ☎ 52-1113